

### ウ 自然体験（文部科学省，農林水産省，環境省）

文部科学省は、広く体験活動に対する理解を求めめるための家庭や企業に対する普及啓発を推進している。平成26（2014）年度から新たに、地域において家庭，学校，青少年関係団体，NPOなどをネットワーク化し、相互の情報交換や情報共有，事業の共同実施などを円滑化するためのプラットフォームの形成を支援する。

独立行政法人国立青少年教育振興機構は、国立青少年教育施設の立地条件や特色を活かした自然体験活動の機会と場の提供を行っている。（国立青少年教育施設の取組については、第2部第4章第1節3（3）ア「青少年教育施設」を参照。）

林野庁は、文部科学省と連携して、子どもが森林で様々な体験活動を行う機会を提供する「森の子どもくらぶ活動推進プロジェクト」を推進している<sup>17</sup>。このプロジェクトは、主として小学生・中学生とその保護者を対象に、植林などの森林づくり活動，自然観察，木工や炭焼きといったものづくりの体験の機会を提供している。また、国有林野事業の中で、学校による体験活動の場を提供する「遊々の森」の設定に取り組んでいる<sup>18</sup>（第2-2-8図）。「遊々の森」は、学校などと森林管理署長などが協定を結ぶことにより、総合的な学習の時間などにおける森林環境教育の場として利用できる国有林である。平成24（2012）年度末現在、173か所、7,344ヘクタールの国有林について学校と協定を締結している。このほか、緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を目的とした緑の少年団が日頃の活動状況を発表し、相互の研鑽を図る全国緑の少年団活動発表大会に対する支援を行っている。

第2-2-8図 「遊々の森」の活用事例



秘密基地づくり



木登り遊び



巣箱掛け



林業体験



森林教室

（出典）林野庁ホームページ（[http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu\\_rinya/kokumin\\_mori/katuyo/kokumin\\_sanka/kyouteiseido/kyoteiseido.html](http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/kokumin_sanka/kyouteiseido/kyoteiseido.html)）

環境省は、地方公共団体との協力の下、「みどりの月間」（4月15日～5月14日）や、「自然に親しむ運動」（7月21日～8月20日）、「全国・自然歩道を歩こう月間」（10月）を通じて、自然観察会や自然とふれあい親しむ行事を行うことにより、子どもが自然とふれあう機会を提供している。

17 林野庁「子ども森林館」ページ（<http://www.rinya.maff.go.jp/kids/top.html>）

18 [http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu\\_rinya/kokumin\\_mori/katuyo/kokumin\\_sanka/kyouteiseido/kyoteiseido.html#yu-yu](http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/kokumin_sanka/kyouteiseido/kyoteiseido.html#yu-yu)

### エ 警察による社会奉仕活動やスポーツ活動の場の提供（警察庁）

警察は、少年<sup>19</sup>の規範意識の向上と社会との絆の強化を図る観点から、関係機関・団体、地域社会と協力しながら、環境美化活動をはじめとする少年の社会奉仕活動や生産体験活動といった社会参加活動、警察署の道場を開放した少年柔剣道教室をはじめとするスポーツ活動を行うなど、少年の多様な活動機会の確保と居場所づくりを推進している。

### オ スポーツへの参加機会の拡充（文部科学省）

文部科学省は、他の世代と比較してスポーツ実施率が低い20代・30代の若者に注目し、若者のスポーツ参加機会を拡充するとともに、スポーツを通じて地域における若者の新たな活躍の場を創出するため、スポーツ団体や地方公共団体、企業などが連携して、スポーツを通じた街づくりや賑わいの創出などに有益な支援策を若者のライフスタイルに沿って実施する取組を行っている。

### カ 文化活動の奨励（文部科学省）

子どもが豊かな心や感性を育むためには、学校教育の場で優れた文化芸術に触れる機会を確保することが重要である。

文部科学省は、オーケストラなどの実演芸術の鑑賞や文化芸術団体によるワークショップをはじめ実演芸術に身近に触れることができる機会を提供するなど、子どもの文化芸術体験活動を推進している<sup>20</sup>（第2-2-9図）。

第2-2-9図 文化芸術体験事業



（出典）文化庁次代を担う子供の文化芸術体験事業ホームページ（<http://www.kodomogeijutsu.com/>）

19 「少年法」(昭23法168) 第2条に規定する「20歳に満たない者」を指す。

20 <http://www.kodomogeijutsu.com/>

### キ 花育活動の推進（農林水産省）

農林水産省は、文部科学省や国土交通省と連携して、花壇作りやフラワーアレンジといった花や緑との触れ合いを通じて子どもに優しさや美しさを感じる気持ちを育む「花育活動」を推進している。平成25（2013）年度は、地域と連携した花育活動のための副読本や指導マニュアルの作成、研修会実施を通じた花育活動実践者育成のための取組に支援を行った。

### ク 都市と農山漁村の共生・対流の促進（農林水産省、文部科学省、総務省）

農林水産省、文部科学省、総務省は、子どもの学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識を育み、力強い成長を支える教育活動として、子どもの農山漁村での宿泊体験活動に関する取組に支援を行っている。

## (4) 生涯学習への対応（文部科学省）

社会経済の大きな変化の中で、生涯を通じて、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会を実現することが求められている。特に、出産・育児のために仕事を離れる者が多いなど、安定した雇用を得にくい女性にとって、生涯にわたる学習機会の充実が重要である。

### ア 高等教育機関における学修機会の充実に関する取組

大学などの高等教育機関は、生涯学習機関としての機能を社会一般に積極的に提供しよう期待されている。昨今、技術革新や産業構造の変化に伴い、社会人が高等教育機関で教育（再教育）を受ける必要性が高まるなど、その一層の充実が求められている。このため、公開講座の実施や、夜間の学部・学科の設置、昼夜開講制の実施、通信教育課程の設置といった対応<sup>21</sup>が進められている。

独立行政法人日本学生支援機構は、平成26（2014）年度から、若者の学び直しを支援するため、奨学金制度の弾力的運用（同学種間（例：学部→学部）での再貸与の制限の緩和）を行う。

### イ 学習した成果の適切な評価

生涯学習の成果を適切に生かすことのできる社会を実現するためには、学習成果の評価の社会的通用性を向上させることが必要である。そのため、民間教育事業者が提供する多様な教育サービスの質の向上や信頼性の確保に向けた取組が求められている。また、行政、大学、NPOといった関係者が各地で取り組んでいる生涯学習活動の成果を生かして社会的課題の解決を図る取組を全国的に推進することも重要である。

文部科学省は、民間教育事業者などが行う検定試験の評価や情報公開の取組を促進することにより、検定試験の質の確保や向上を図っている。また、民間教育事業者の質の保証のための評価や情報公開の仕組みの構築を検討している。さらに、生涯学習関係者などが一堂に会し、多様な主体が協働した地域づくり、社会づくりについての研究協議などを行い、その成果を発信するとともに、継続的な取組が推進されるよう様々な分野にまたがる関係者のネットワーク化を図る「全国生涯学習ネットワークフォーラム」を開催している。平成25（2013）年度は岩手県で開催した。

### ウ 女性の生涯学習

文部科学省は、女性が主体的に働き方・生き方を選択できるよう、結婚、妊娠、出産といったライフイベントを視野に入れ、長期的な視点で自らの人生設計を行うことを支援するため、女性のライフプランニング支援に関する情報提供をホームページで行っている。

## (5) 多様な価値観に触れる機会の確保

（インターネットによる学習については第2部第2章第1節3(4)「学校教育の情報化の推進」を、国際交流については第2部第2章第2節2(2)「国際交流活動」を、それぞれ参照。）

21 このほか、科目等履修生制度の導入、履修証明制度の導入、大学・大学院入学資格の弾力化、高等学校卒業程度認定試験の実施、放送大学の充実など。

### 3 学力の向上

#### (1) 知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」の確立（文部科学省）

「教育基本法」（平18法120）と「学校教育法」（昭22法26）では、学校教育において、知・徳・体のバランスとともに、基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力、学習意欲を重視し、これらを調和的に育むことが必要であることが規定されている。新学習指導要領は、小学校では平成23（2011）年度から、中学校では平成24（2012）年度から全面実施<sup>22</sup>され、高校では平成25（2013）年度入学生から年次進行で実施<sup>23</sup>される<sup>24</sup>。（第2-2-10図、第2-2-11図、第2-2-12図）

第2-2-10図 新学習指導要領の理念



（出典）文部科学省ホームページ（[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/idea/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/idea/index.htm)）

第2-2-11図 新学習指導要領の概要

#### 1. 基本的なねらい

- (1) 教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成すること
- (2) 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること
- (3) 道徳教育や体育等の充実により、豊かな心と健やかな体を育成すること

#### 2. 授業時数の増加と教育内容の改善内容

##### (1) 授業時数の増加

小学校では、週当たりの授業時数が低学年で2コマ、中・高学年で1コマ増加した。特に、国語、社会、算数、理科、体育の授業時数は6年間で約1割増加している。中学校では、週当たりの授業時数が1コマ増加した。特に、国語、社会、数学、理科、外国語、保健体育の授業時数は、3年間で約1割増加している。

##### (2) 教育内容の主な改善事項

###### (ア) 言語活動の充実

言語は、論理や思考といった知的活動、コミュニケーション、感性・情緒の基盤である。このような力を育むため、国語はもとより様々な教科などでも、学習する知識・技能を活用したレポートの作成やクラスでの話し合いを行うなど、言葉の果たす役割を重視した授業を進める。

###### (イ) 理数教育の充実

国際的な通用性と内容の系統性の観点から指導内容を充実した。また、反復による指導や観察・実験も充実した。

###### (ロ) 伝統や文化に関する教育の充実

国際社会で活躍する日本人の育成を図るため、我が国や郷土の伝統や文化を受け止め、それを継承・発展させるための教育を充実した。

###### (ハ) 道徳教育の充実

小・中学校の道徳教育は、道徳の時間を要として、学校の教育活動全体を通じて行うものであることを明確化した。

###### (ニ) 体験活動の充実

集団宿泊活動、自然体験活動、職場体験活動、ボランティア活動といった社会奉仕体験や就業体験を推進するなど、体験活動の充実を図った。

###### (ホ) 外国語教育の充実

小学校第5・6学年における週1コマの外国語活動の必修化、中学校における外国語科の授業時間の3割増、高校における「授業は生徒の理解の程度に応じた英語を用いて行うことを基本とする」などの改善を図った。

22 平成21（2009）年度から算数・数学、理科などで先行実施されている。

23 数学と理科は平成24（2012）年度入学生から先行実施されている。

24 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm)